

ご自身の申し込み内容を メモしておきましょう

検診名	第1希望	第2希望	第3希望
胃がん・X線VJラム検診	／	／	／
肺がん・結核検診	／	／	／
乳がん検診 ※2年に1回受診可	／	／	／
胃がん・内視鏡検診（50歳以上）※2年に1回受診可	／	／	／
個別検診	20～30歳代ヘルスチェック		



身体障害者の乳がん検診の費用を助成します

対象者

市内に住所を有し、身体の障害により立位の保持が難しく、
集団の乳がん検診を受診することが困難な40歳から69歳の
次の①②いずれかの女性

- ①身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が下肢1級及び2級、体幹1級及び2級、脳病変による運動機能障害1級及び2級
- ②更生相談所が交付する療育手帳の交付を受け、障害程度④及びAと判定されている

申し込み期間

4月1日～10月31日

実施医療機関

上尾中央総合病院、上平ファミリークリニック、伊奈病院

利用方法

- (1) 受診希望日の30日前までに、上尾市身体障害者乳がん検診費用助成金(クーポン券)交付申請書を健康増進課(健康保健センター)に提出
※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
- (2) 市が内容を審査後、クーポン券を送付
- (3) 実施医療機関に電話等で直接予約の申し込み
※クーポン券を持参することで、費用負担はありません。健康保健センターへの来所が難しい人は、ご相談ください。

市民税非課税世帯の人の成人検診費用免除の手続き

申請方法

- ①窓口申請→健康保健センター・子ども保健センター、市役所1階保険年金課支所・出張所、公民館または右の専用はがきを提出
※申請書は、各窓口においてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。
- ②郵送申請→健康保健センターに専用はがきで郵送、または封筒に入れて郵送

申請期間

4月1日～10月31日

注意事項

- ◆市民税の課税状況を調査し、非課税世帯であることが確認できた場合、「がん検診等自己負担額免除該当書」を郵送します。
◆手続きに3週間ほどかかる場合もありますので、余裕をもって申請してください。
①他の理由(70歳以上、上尾市国民健康保険加入中など)に該当する人は申請不要です。
- ②自己負担が免除になる条件は、世帯全員が市民税非課税であることです。
- ③成人検診を受診する月によって、参照する市民税の年度が異なります。
・5月～6月に受診→前年度の市民税
・7月～10月に受診→今年度の市民税
- ④過去2年以内で他市区町村から転入してきた世帯員がいる場合は、転入前の住所地の非課税証明書が必要になる場合がありますので、申請前にご相談ください。
- ⑤検診後に申請をしても、返金できません。
- ⑥自己負担額免除に該当する場合のみ、郵送します。

P18～19を確認の上、希望する検診に○をつけてください。

住所	上尾市		
フリガナ氏名			
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日
電話番号			
検診名	第1希望	第2希望	第3希望
胃がん・X線VJラム検診	／	／	／
肺がん・結核検診	／	／	／
乳がん検診 ※2年に1回受診可	／	／	／
胃がん・内視鏡検診（50歳以上）※2年に1回受診可	／	／	／
個別検診	20～30歳代ヘルスチェック		

1 同一世帯の方で検診申込をされる方がおりましたらご記入ください。

フリガナ氏名			
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日
検診名	第1希望日	第2希望	第3希望
胃がん・X線VJラム検診	／	／	／
肺がん・結核検診	／	／	／
乳がん検診 ※2年に1回受診可	／	／	／
胃がん・内視鏡検診（50歳以上）※2年に1回受診可	／	／	／
個別検診	20～30歳代ヘルスチェック		

※集団検診の対象年齢は40歳以上(令和8年3月末時点)です。

※集団検診は必ず第3希望までご記入ください。

※胃がん・X線VJラム検診及び肺がん・結核検診(集団検診)はP19、乳がん検診はP18の日程より希望日をお選びください。

成人検診費用免除申請書

記入日 年 月 日

(あて先) 上尾市長
市民税非課税世帯のため、成人検診の費用の免除申請をします。また、上尾市が市民税の情報(同一世帯員を含む)を閲覧することに同意します。

住所			
フリガナ氏名			
生年月日	※昭和31年3月31日以前生まれの人は申込み不要	年	月 日
受診予定月	<input type="checkbox"/> 6月以前	・	<input type="checkbox"/> 7月以降
同一世帯者の中で、他に検診費用免除を申請する人がいる場合は、以下に記入してください。			
氏名	生年月日:		

注意事項

- ① **70歳以上、上尾市国民健康保険加入者に該当する人は申請不要です。**
- ② **世帯全員の市民税が非課税の人が対象です。**
- ③成人検診を受診する月によって、参照する市民税の年度が異なります。
・5月～6月に受診→前年度の市民税
・7月～10月に受診→今年度の市民税
- ④転入してきた世帯員がいる場合は、非課税証明書の提出も必要になる場合がありますので、申請前に健康保健センターへご相談ください。